

浄水水質検査結果書

No. D15-00151

交付 平成 27年 1月 14日

甲佐町水道管理センター 甲佐町長 奥名 克美 様

水道法第20条第3項検査機関登録 厚生労働省第79号



株式会社 太平環境科学センター

福岡県福岡市博多区金の隈2丁目2番31号

TEL (092) 504-1220



平成 27年 1月 8日に受付しました貴依頼による
試料の検査結果は以下のとおりです。

採水年月日		平成 27年 1月 8日 9:14		
採水地点 又は試料名		第1配水池系 甲佐町総合保健福祉センター 飲料水(浄水)		
件名		甲佐町上水道水質検査業務委託		
採水者		村上 信也 [所属] 株式会社 太平環境科学センター		
検査項目		検査結果		基準値*
-	水温(採水時)	13.0	℃	—
1	一般細菌	0	CFU/mL	100 CFU/mL以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと
38	塩化物イオン	3.8	mg/L	200 mg/L以下
46	有機物〔全有機炭素(TOC)の量〕	0.3	mg/L 未満	3 mg/L以下
47	pH値(測定時水温)	7.2(19℃)		5.8以上8.6以下
48	味	異常でない		異常でないこと
49	臭気	異常でない		異常でないこと
50	色度	1	度 未満	5 度以下
51	濁度	0.1	度 未満	2 度以下
-	遊離残留塩素(採水時)	0.2	mg/L	—
- 以下余白 -				
判 定	上記水質項目については水質基準に適合			
検査 期 日	平成 27年 1月 8日 ~ 平成 27年 1月 13日			
検査 機 関	株式会社 太平環境科学センター			
検査 責 任 者	秋本 繁和			
備 考	* 飲料水水質基準[平成十五年厚生労働省令第百一号] ・ 遊離残留塩素は、採水者による現場測定 ・ 検査方法：平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号			

浄水水質検査結果書

No. D15-00152

交付 平成 27年 1月 14日

甲佐町水道管理センター 甲佐町長 奥名 克美 様

水道法第20条第3項検査機関登録 厚生労働省第79号



株式会社 太平環境科学センター

福岡県福岡市博多区金の隈2丁目2番31号

TEL (092) 504-1220



平成 27年 1月 8日に受付しました貴依頼による
試料の検査結果は以下のとおりです。

採水年月日		平成 27年 1月 8日 8:55			
採水地点 又は試料名		第2配水池系 船津公民館 飲料水(浄水)			
件名		甲佐町上水道水質検査業務委託			
採水者		村上 信也 [所属] 株式会社 太平環境科学センター			
検査項目		検査結果		基準値*	
-	水温(採水時)	14.5	℃	—	
1	一般細菌	0	CFU/mL	100 CFU/mL以下	
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	
38	塩化物イオン	3.5	mg/L	200 mg/L以下	
46	有機物〔全有機炭素(TOC)の量〕	0.3	mg/L 未満	3 mg/L以下	
47	pH値(測定時水温)	7.1(19℃)		5.8以上8.6以下	
48	味	異常でない		異常でないこと	
49	臭気	異常でない		異常でないこと	
50	色度	1	度 未満	5 度以下	
51	濁度	0.1	度 未満	2 度以下	
-	遊離残留塩素(採水時)	0.4	mg/L	—	
- 以下余白 -					
判定		上記水質項目については水質基準に適合			
検査期日		平成 27年 1月 8日 ~ 平成 27年 1月 9日			
検査機関		株式会社 太平環境科学センター			
検査責任者		秋本 繁和			
備考		* 飲料水水質基準[平成十五年厚生労働省令第百一号] ・ 遊離残留塩素は、採水者による現場測定 ・ 検査方法：平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号			

浄水水質検査結果書

No. D15-00153

交付 平成 27年 1月 14日

甲佐町水道管理センター 甲佐町長 奥名 克美 様

水道法第20条第3項検査機関登録 厚生労働省第79号



株式会社 太平環境科学センター

福岡県福岡市博多区金の隈2丁目2番31号

TEL (092) 504-1220



平成 27年 1月 8日に受付しました貴依頼による
試料の検査結果は以下のとおりです。

採水年月日		平成 27年 1月 8日 10:51		
採水地点 又は試料名		第3配水池系 芝原消防小屋横散水栓 飲料水(浄水)		
件名		甲佐町上水道水質検査業務委託		
採水者		村上 信也 [所属] 株式会社 太平環境科学センター		
検査項目		検査結果		基準値*
-	水温(採水時)	13.0	℃	—
1	一般細菌	0	CFU/mL	100 CFU/mL以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと
38	塩化物イオン	3.4	mg/L	200 mg/L以下
46	有機物〔全有機炭素(TOC)の量〕	0.3	mg/L 未満	3 mg/L以下
47	pH値(測定時水温)	7.0(19℃)		5.8以上8.6以下
48	味	異常でない		異常でないこと
49	臭気	異常でない		異常でないこと
50	色度	1	度 未満	5 度以下
51	濁度	0.1	度 未満	2 度以下
-	遊離残留塩素(採水時)	0.3	mg/L	—
- 以下余白 -				
判定	上記水質項目については水質基準に適合			
検査期日	平成 27年 1月 8日 ~ 平成 27年 1月 9日			
検査機関	株式会社 太平環境科学センター			
検査責任者	秋本 繁和			
備考	* 飲料水水質基準[平成十五年厚生労働省令第百一号] ・ 遊離残留塩素は、採水者による現場測定 ・ 検査方法：平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号			

浄水水質検査結果書

No. D15-00154

交付 平成 27年 1月 14日

甲佐町水道管理センター 甲佐町長 奥名 克美 様

水道法第20条第3項検査機関登録 厚生労働省第79号



株式会社 太平環境科学センター

福岡県福岡市博多区金の隈2丁目2番31号

TEL (092) 504-1220



平成 27年 1月 8日に受付しました貴依頼による
試料の検査結果は以下のとおりです。

採水年月日		平成 27年 1月 8日 10:05		
採水地点 又は試料名		六谷配水池系 六谷地内水質検査用給水栓 飲料水(浄水)		
件名		甲佐町上水道水質検査業務委託		
採水者		村上 信也 [所属] 株式会社 太平環境科学センター		
検査項目		検査結果		基準値*
-	水温(採水時)	8.0	℃	—
1	一般細菌	0	CFU/mL	100 CFU/mL以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと
38	塩化物イオン	2.9	mg/L	200 mg/L以下
46	有機物〔全有機炭素(TOC)の量〕	0.5	mg/L	3 mg/L以下
47	pH値(測定時水温)	7.9(20℃)		5.8以上8.6以下
48	味	異常でない		異常でないこと
49	臭気	異常でない		異常でないこと
50	色度	1	度 未満	5 度以下
51	濁度	0.2	度	2 度以下
-	遊離残留塩素(採水時)	0.3	mg/L	—
- 以下余白 -				
判 定	上記水質項目については水質基準に適合			
検査 期 日	平成 27年 1月 8日 ~ 平成 27年 1月 13日			
検査 機 関	株式会社 太平環境科学センター			
検査 責 任 者	秋本 繁和			
備 考	* 飲料水水質基準[平成十五年厚生労働省令第百一号] ・ 遊離残留塩素は、採水者による現場測定 ・ 検査方法：平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号			

浄水水質検査結果書

No. D15-00155

交付 平成 27年 1月 14日

甲佐町水道管理センター 甲佐町長 奥名 克美 様

水道法第20条第3項検査機関登録 厚生労働省第79号



株式会社 太平環境科学センター

福岡県福岡市博多区金の隈2丁目2番31号

TEL (092) 504-1220



平成 27年 1月 8日に受付しました貴依頼による
試料の検査結果は以下のとおりです。

採水年月日		平成 27年 1月 8日 9:36		
採水地点 又は試料名		上揚・安平配水池系 安平集会所 飲料水 (浄水)		
件名		甲佐町上水道水質検査業務委託		
採水者		村上 信也 [所属] 株式会社 太平環境科学センター		
検査項目		検査結果		基準値 *
-	水温 (採水時)	10.5	℃	—
1	一般細菌	0	CFU/mL	100 CFU/mL以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと
38	塩化物イオン	3.6	mg/L	200 mg/L以下
46	有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	0.3	mg/L 未満	3 mg/L以下
47	pH値 (測定時水温)	7.3 (20℃)		5.8以上8.6以下
48	味	異常でない		異常でないこと
49	臭気	異常でない		異常でないこと
50	色度	1	度 未満	5 度以下
51	濁度	0.1	度 未満	2 度以下
-	遊離残留塩素 (採水時)	0.1	mg/L	—
- 以下余白 -				
判 定	上記水質項目については水質基準に適合			
検査 期 日	平成 27年 1月 8日 ~ 平成 27年 1月 13日			
検査 機 関	株式会社 太平環境科学センター			
検査 責 任 者	秋本 繁和			
備 考	* 飲料水水質基準 [平成十五年厚生労働省令第百一号] ・ 遊離残留塩素は、採水者による現場測定 ・ 検査方法：平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号			